

厚生労働省における環境配慮の方針

平成16年6月29日
環境対策推進本部決定
平成17年9月28日
一部改正
平成18年9月29日
一部改正
平成19年7月26日
一部改正
平成20年11月5日
一部改正
平成21年11月9日
一部改正
平成23年3月31日
一部改正
平成24年3月30日
一部改正

I 「環境立国・日本」に向けて

「21世紀環境立国戦略」（平成19年6月1日閣議決定）においては、「健全で恵み豊かな環境を将来世代へと継承していくためには、国内外の幅広い関係者の参加と協働の下、環境保全を願う気持ちを一つに束ねて、一人一人の取組の輪を広げ、力強く後押ししていくことを、今求められている」としている。そのためには、「自然との共生を図る智慧と伝統を現代に活かした美しい国づくり」や「車の両輪として進める環境保全と経済成長・地域活性化」を行っていくことで「環境立国・日本」を実現することにつながるものである。

また、「環境基本計画」（平成18年4月7日閣議決定）においては、我々が目指すべき「持続可能な社会とは、健全で恵み豊かな環境が地球規模から身近な地域までにわたって保全されるとともに、それらを通じて国民一人一人が幸せを実感できる生活を享受でき、将来世代にも継承することができる社会」であるとしており、そのためには「多様化する国民の期待が実現する社会の基盤としての環境が適切に保全されるとともに、経済的側面、社会的側面も統合的に向上することが求められる」ものである。

II 厚生労働省における環境配慮の方針の策定

上記を踏まえて、厚生労働省においては、健全な水循環の構築に向けた取組や化学物質対策の取組など、厚生労働行政における環境に対する配慮が重要であることから、その配慮方針（以下「環境配慮の方針」という。）を策定することとする。本方針において、厚生労働省自らの具体的な取組とその目標を明らかにし、その進捗状況を点検することにより、環境対策の効果的かつ効率的な推進を図ることとする。

また、通常の経済活動主体としての厚生労働省が、その業務を遂行する際の取組についても、同様に本方針の対象とすることとする。

III 環境配慮の方針の対象となる施策

環境配慮の方針は、厚生労働行政に係る環境保全のための施策及び通常の経済活動主体としての厚生労働省の業務における環境配慮の取組について定める。

（1）厚生労働行政に係る環境保全のための施策

厚生労働省は、地球環境を保全するため、「環境基本計画」における重点分野である「戦略的政策プログラム」のうち次に掲げる取組につき、厚生労働行政分野を対象として施策を推進することとする。具体的な施策は別紙のとおりとする。

- ① 地球温暖化問題に対する取組
- ② 物質循環の確保と循環型社会の構築に向けた取組
- ③ 都市における良好な大気環境の確保に関する取組
- ④ 環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組
- ⑤ 化学物質の環境リスクの低減に向けた取組
- ⑥ 生物多様性の保全のための取組

（2）通常の経済活動主体としての厚生労働省の業務における環境配慮の取組

厚生労働省は、経済活動主体として環境に及ぼす影響を低減するため、「京都議定書目標達成計画」（平成17年4月28日閣議決定）、「21世紀環境立国戦略」等に基づき、次に掲げる取組を対象として、取組を推進する。具体的な施策は別紙のとおりとする。

- ① 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）に基づく取組
- ② 「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等の

ため実行すべき措置について定める計画」（政府実行計画）（平成19年3月30日閣議決定）に基づく取組であって、燃料使用量、エネルギー使用量、廃棄物排出量、上水使用量、用紙使用量といった事項について把握し、その減量化を行うもの

- ③ 「早期退庁を促進するための具体的方策について」（平成14年8月早期退庁促進のための省内検討チーム）に基づく取組であって、「一斉定時退庁日」などの推進、その実施状況の把握による仕事と生活の調和の取れた働き方を実現すること等を通じて、職場における環境負荷の低減に資するよう努めるもの

IV 環境対策推進本部への報告等

環境配慮の方針の対象となる施策を実施する際には、毎年度、当該施策の関係局がその進捗状況について自己点検を行った後、環境対策推進本部（平成16年6月厚生労働大臣伺い定めにより設置）に報告し、その点検結果を施策等の見直し、改善等へ適切に反映させることとする。

V 検討

環境対策推進本部においては、3年に1度、環境配慮の方針について検討を行い、その結果を踏まえて見直すこととする。

※ 厚生労働省におけるISO14001の将来的な認証取得の可能性については、ISO14001の認証取得のために以下のプロセスが必要であることを踏まえ検討を進める。

- ・ 環境方針の決定、環境影響と環境側面の評価、目的及び目標の決定、環境管理プログラムの作成（Plan）
- ・ 実施と運用（Do）
- ・ 実施結果の監視と測定（Check）
- ・ 是正処置、経営層による見直し（Action）

厚生労働省における環境配慮の方針の対象となる施策について

「厚生労働省における環境配慮の方針」Ⅲ（1）及び（2）に基づき、次に掲げる「厚生労働行政に係る環境保全のための施策」及び「通常の経済活動主体としての厚生労働省の業務における環境配慮の取組」を具体的な施策とする。

I 厚生労働行政に係る環境保全のための施策

（1）地球温暖化問題に対する取組

① 関連分野における温室効果ガス削減の推進

《施策の目標》

- ・厚生労働省所管業種において策定した自主行動計画に基づき、その業種の特性に応じた省CO₂対策を講ずる。

《施策の柱》

- ・定期的に厚生労働省環境自主行動計画フォローアップ会議を開催することで、各団体が作成した自主行動計画について、ヒアリングその他の方により実施状況を調査した上で評価を行い、計画の着実な実施を図る。

② 水道施設における地球温暖化対策の推進

《施策の目標》

- ・水道事業における電力消費量の削減を推進する。

(指標：給水量当たりの電力使用量)

目標値 ⇒ 水道施設における単位水量当たり電力使用量を10年間で10%削減する。

実績値 ⇒ (平成21年度末) 0.510kWh/m³

(平成20年度末) 0.505kWh/m³

(平成19年度末) 0.508kWh/m³

(平成18年度末) 0.509kWh/m³

(平成17年度末) 0.510kWh/m³

(平成16年度末) 0.499kWh/m³

《施策の柱》

- ・エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号)の適切な運用

- ・施設の更新期にあわせた環境保全対策に係る施設整備の推進

③ 時間外労働の削減等による温暖化の防止

《施策の目標》

- ・時間外労働の削減・効率的な業務推進などの企業内での「働き方」の見直しにより、地球温暖化対策を推進する。

(指標：所定外労働時間数(厚生労働省「毎月勤労統計調査」))

実績値 ⇒ (平成22年度)；144時間 (総実労働時間数 1,794時間)

(平成21年度)；134時間 (総実労働時間数 1,777時間)

(平成20年度)；145時間 (総実労働時間数 1,813時間)

《施策の柱》

- ・所定外労働の削減
- ・「ノー残業デー」の導入・拡充

(2) 物質循環の確保と循環型社会の構築に向けた取組

① 生活衛生関係営業者による環境配慮の取組の推進

《施策の目標》

- ・旅館・飲食・食肉関係営業者による食品循環資源の再生利用率の向上を図る。

(指標：旅館・飲食・食肉関係営業者による食品循環資源の再生利用等による減量の割合(%))

目標値 ⇒ (平成25年度) ; 40% (対象：全事業所)

実績値 ⇒ (平成21年度) ; 15%

(平成19年度) ; 22%

- ・生活衛生関係営業者による自主的な環境配慮の取組を推進する。

《施策の柱》

- ・計画的かつ効率的な「食品リサイクルシステム」の構築と推進に対する支援(食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成12年法律第116号)の適正な運用)
- ・生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和32年法律第164号)に基づく「振興指針」の見直しの際に、隨時環境配慮に関する事業内容をより積極的に位置づけ

② 医薬品・医療機器製造販売業者等による環境配慮の取組の推進

《施策の目標》

- ・医薬品・医療機器製造販売業者等による容器包装等の再資源化の向上を図る。

(指標：日本製薬工業協会加盟企業の工場・事業所から発生する廃棄物の最終処分量)

目標値 ⇒ (平成25年度) ; 10,305t (平成12年度比43.7%)

実績値 ⇒ (平成22年度) ; 8,900t (平成22年度比11.1%)

(平成21年度) ; 6,600t (平成21年度比8.3%)

(平成20年度) ; 8,400t (平成20年度比10.5%)

- ・医薬品製造販売業者等による自主的な環境配慮の取組を推進する。

《施策の柱》

- ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号)の適正な運用
- ・資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)の適正な運用
- ・密閉型蓄電池を使用する医薬品製造販売業者等に対する自主回収及び再資源化への支援(資源有効利用促進法に基づく主務大臣の認定)
- ・グリーン購入、環境報告書の作成・公表の促進等、環境に配慮した経営に向けた普及啓発

③ 医療施設、保健衛生施設、社会福祉施設等における環境配慮の取組の推進

《施策の目標》

- ・医療施設、保健衛生施設、社会福祉施設等における環境対策関係法令の遵守を促す。
- ・医療施設、保健衛生施設、社会福祉施設等設置者による自主的な環境配慮の取組を推進する。

《施策の柱》

- ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）の遵守
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の遵守
- ・グリーン購入、環境報告書の作成・公表の促進等、環境に配慮した経営に向けた普及啓発

④ 厚生労働省所掌の事業者（独立行政法人、公益法人等）による自主的な環境配慮の取組の推進

《施策の目標》

- ・厚生労働省所掌の事業者（独立行政法人、公益法人等）による自主的な環境配慮の取組を推進する。

《施策の柱》

- ・グリーン購入、環境報告書の作成・公表の促進等、環境に配慮した経営に向けた普及啓発

（3）都市における良好な大気環境の確保に関する取組

《施策の目標》

- ・医療施設、社会福祉施設等における吹付けアスベスト等の使用実態調査や、アスベストの除去を推進する。

《施策の柱》

- ・平成8年度以前に竣工した建築物に使用されている吹付けアスベスト、吹付けロックウール、吹付ひる石等で、含有するアスベストの重量が当該製品の重量の0.1%を超える建築物の使用実態把握
- ・アスベストが発見され、ばく露のおそれのある場所を有する社会福祉施設等に対して、直ちにアスベストの除去等法令に基づき適切な措置を講じるよう、都道府県等に対して指導を要請

(4) 環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組

① 健全な水循環系の構築

《施策の目標》

- ・水道広域化、漏水対策、用途間転用等により、水資源の有効利用を推進する。

(指標：有効率(%)（＝年間有効水量／年間給水量）)

目標値 ⇒ 95%

実績値 ⇒ (平成21年度末)；92.8%

(平成20年度末)；92.9%

(平成19年度末)；92.7%

- ・流域関係者と連携し、取配水系統の再編等良好な水道水源の確保に努める。

(指標：原水良好度（有機物(TOC)の水道原水における水道水質基準達成率(%)）)

目標値 ⇒ 前年度以上

実績値 ⇒ (平成21年度末)；96.5%

(平成20年度末)；96.1%

(平成19年度末)；96.7%

- ・所要の施設整備を行い、安心・快適な水道水を供給する。

(指標：水道普及率(%))

目標値 ⇒ 前年度以上

実績値 ⇒ (平成21年度末)；97.5%

(平成20年度末)；97.5%

(平成19年度末)；97.4%

《施策の柱》

- ・水道広域化、水道水源開発、未普及地域解消、老朽管布設替、高度浄水処理施設整備等に係る技術的・財政的支援措置

- ・原水から給水までの統合的アプローチによる水道水質管理水準の向上

② 水道施設における廃棄物・リサイクル対策の推進

《施策の目標》

- ・浄水汚泥の有効利用を推進する。

(指標：浄水発生土の有効利用率(%))

目標値 ⇒ 100%

実績値 ⇒ (平成21年度末)；69%

(平成20年度末)；63%

(平成19年度末)；60%

《施策の柱》

- ・浄水汚泥の循環的利用の推進

(5) 化学物質の環境リスクの低減に向けた取組

① 環境リスクの評価・管理の推進

《施策の目標》

- ・化学物質について、環境リスクの評価、管理等を推進する。

(指標：規制物質数)

実績値 ⇒ (平成23年4月1日)；

第一種特定化学物質28、第二種特定化学物質23、

監視化学物質(旧第一種監視化学物質)37、

優先評価化学物質88※

(平成22年4月1日)；

第一種特定化学物質28、第二種特定化学物質23、

第一種監視化学物質37、第二種監視化学物質1070

(平成21年4月1日)；

第一種特定化学物質16、第二種特定化学物質23、

第一種監視化学物質36、第二種監視化学物質921

※平成23年の法改正により、「第二種監視化学物質」が廃止され、
優先的にリスクの評価をすべき化学物質として新たに設けられた
区分。

《施策の柱》

- ・有害性及びリスクの評価、管理等の実施（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）の適正な運用）
- ・既存化学物質の安全性点検の実施

② 化学物質リスク研究事業の推進

《施策の目標》

- ・環境中化学物質のリスク研究事業を推進し、施策へ反映する。

(指標：厚生労働科学研究における研究課題数)

実績値 ⇒ (平成23年度)；25件に交付(8億円)

(平成22年度)；30件に交付(10億円)

(平成21年度)；26件に交付(10億円)

《施策の柱》

- ・化学物質の評価手法の迅速化・高度化・標準化
- ・化学物質の子どもへの影響評価
- ・ナノマテリアルのヒト健康影響評価手法の確立
- ・室内空気汚染や家庭用品の安全対策

③ 情報収集・提供体制の推進

《施策の目標》

- ・化学物質に係る情報収集・提供体制を整備する。

(指標：既存化学物質毒性データベース（J E C D B）の登録状況)

目標値 ⇒ 登録物質 290 件

実績値 ⇒ (平成22年度末)；登録物質 277 件（累計）

(平成21年度末)；登録物質 277 件（累計）

(平成20年度末)；登録物質 265 件※（累計）

※現在、既存の提供情報の形式をhtmlフォーマットから
pdfフォーマットに順次変更中

《施策の柱》

- ・化学物質に係る各種データベースの整備、インターネット等を通じた情報の発信等

④ 國際的な研究協力の推進

《施策の目標》

- ・化学物質対策に係る国際的な研究協力を推進する。

(指標：O E C Dへの報告件数)

実績値 ⇒ (平成22年度末)；35物質（累計（平成17年度～））

(平成21年度末)；26物質（累計（平成17年度～））

(平成20年度末)；26物質（累計（平成17年度～））

- ・ヨハネスブルクサミット（平成14年）において、平成32年までに化学物質の人健康と環境への著しい悪影響を最小化する国際目標が策定された。

《施策の柱》

- ・O E C D（経済協力開発機構）等の関係国際機関の活動への参画等

(6) 生物多様性の保全のための取組

① 医薬品等分野における生物多様性の確保の推進

《施策の目標》

- ・医薬品等分野において生物多様性の確保を図る。

(指標：第一種使用等（開放系での使用等）に係る承認件数、第二種使用等（閉鎖系での使用等）に係る確認件数)

現状 ⇒ 第一種使用等に係る承認件数； 0 件（平成 22 年度）
； 0 件（平成 21 年度）
； 0 件（平成 20 年度）

第二種使用等に係る確認件数； 13 件（平成 22 年度）
； 11 件（平成 21 年度）
； 22 件（平成 20 年度）

《施策の柱》

- ・遺伝子組換え生物等を使用した医薬品等の適正な製造等の確保（遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成 15 年法律第 97 号）の適正な運用）

② 里地里山の保全による生物多様性の保全

《施策の目標》

- ・農林業等における労働力の確保・育成により、里地里山の保全に資する森林や農耕地等の整備等を行い、もって生物の多様性を図る。

(指標：林業事業体共同説明会参加者の就職率(%))

実績値 ⇒ (平成 22 年度)； 12 %
(平成 21 年度)； 12 %
(平成 20 年度)； 15 %

(指標：農林漁業就職支援コーナー相談件数)

実績値 ⇒ (平成 22 年度)； 17, 675 件
(平成 21 年度)； 14, 645 件
(平成 20 年度)； 6, 893 件

《施策の柱》

- ・林業等に関する職業講習会・就職ガイダンス等の実施
- ・農林漁業就職支援コーナー等による求人情報の提供

II 通常の経済活動主体としての厚生労働省の業務における環境配慮の取組

(1)

《取組の目標》

- ・環境物品を活用することにより、環境への配慮を促進する。

(指標：調達率 100% (95%) を達成した品目数の割合)

目標値 ⇒ 100%

実績値 ⇒ (平成22年度)；75.0% (95.4%) (別添1参照)

(平成21年度)；73.4% (94.2%)

(平成20年度)；70.1% (89.2%)

《取組の柱》

- ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）に基づく環境物品等の調達を図るための方針に基づくすべての取組の推進

(2)

《取組の目標》

- ・温室効果ガスの排出を抑制し、環境への配慮を促進する。

(指標：温室効果ガスの総排出量削減割合（平成13年度比）)

目標値 ⇒ (平成22～24年度平均)；13.2%減

実績値 ⇒ (平成21年度)；10.0%増 (別添2参照)

(平成20年度)；8.1%増

(平成19年度)；2.4%減

《取組の柱》

- ・地球温暖化対策の推進の関する法律（平成10年法律第117号）に基づく「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」(政府実行計画)（平成19年3月30日閣議決定）に基づくすべての取組の推進

(3)

《取組の目標》

- ・仕事と生活の調和が取れた働き方の実現を通じて、職場としての環境負荷の低減に努める。

(指標：「厚生労働省特定事業主行動計画」の年次休暇達成率(本省内部部局))

目標値 ⇒ 年間20日の年次休暇のうち、職員1人当たりの年次休暇
取得日数16日 (80%) を目指す。

実績値 ⇒ (平成22年)；11.3日 (本省)

《取組の柱》

- ・「厚生労働省特定事業主行動計画」に基づき、休暇計画表を配布し、休暇の取得を励行する。
- ・「早期退庁を促進するための具体的方策について」(平成14年8月早期退庁促進のための省内検討チーム)に基づいた「一斉定時退庁日」等の推進、「休暇作戦2 per 1」の促進。
- ・「年次休暇の取得促進について」(平成23年1月大臣官房人事課長通知)に基づいた「指定休暇」・「節目休暇」の実施により年次休暇取得を働きかける。